

議案第29号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南あわじ市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3)～(5) 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3)～(5) 略</p> <p>第3条以下 略</p>	

